

土器川水系河川整備計画に係る意見に対する  
四国地方整備局の考え方について

平成 23 年 2 月

国土交通省四国地方整備局

～ 目 次 ～

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1.ご意見のとりまとめ（概要）      | 1 |
| 2.ご意見への対応            | 3 |
| 3.ご意見に対する四国地方整備局の考え方 | 4 |

## 1. ご意見のとりまとめ（概要）

土器川水系においては、河川法に基づき平成19年8月16日に「土器川水系河川整備基本方針」が策定されました。

これを受けて、土器川では、河川整備基本方針の目標に向けて段階的に河川整備を推進していくために、当面の20～30年後の河川整備の目標および具体的な河川整備の内容を明確にする「土器川水系河川整備計画」の策定が必要となっています。

このため、国土交通省四国地方整備局では、土器川の河川整備計画に関して、様々な方からのご意見を頂きながら、河川整備計画の検討を進めています。

これまでに、国土交通省四国地方整備局では、土器川の河川整備計画に関する計画段階での検討内容(計画段階評価)について、多くの皆さまからのご意見を頂くため、平成22年11月から同12月までに「土器川流域学識者会議」、「土器川流域住民の意見を聴く会」、「土器川関係市町長の意見を聴く会」を計4回開催しました。

また、これらの会に参加できない住民の方々のご意見を頂くため、平成22年12月6日から同12月31日まで、インターネットやFAX等によるご意見の募集(パブリックコメント)も行いました。

これら様々な機会を通じて数多くのご意見を頂き、誠に有難うございました。

頂きましたご意見の総括は、表-1のとおりです。

各会場の議事要旨については、以下に示した土器川水系河川整備計画のホームページに掲載しています。

<http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/river/seibikeikaku/index.html>

その際、発言者の氏名等の個人情報については、公表を差し控えさせて頂いております。

今回、国土交通省四国地方整備局は、これまでの「意見を聴く会」において頂いた様々なご意見を反映し、今後30年間程度の具体的な河川整備の内容を示す「土器川水系河川整備計画【素案】(案)」(以下、【素案】(案)という。)を作成しました。

表 - 1 ご意見 総括について

各会場でのご意見発言者数

| 会 議             |                      |            |  | 意見数  | 発言者数 | 傍聴者<br>参加者 | 備考       |
|-----------------|----------------------|------------|--|------|------|------------|----------|
| 土器川流域学識者会議      |                      |            |  | 66件  | 委員7名 | 19名        | 委員7名     |
| 第1回             | H.22.11.12(金)        | 丸亀保健福祉センター |  | 26件  | 4人   | 7名         | 出席委員4名   |
| 第2回             | H.22.12.6(月)         | 綾歌総合文化会館   |  | 40件  | 6人   | 12名        | 出席委員6名   |
| 土器川流域住民の意見を聴く会  |                      |            |  | 18件  | 6人   | 58名        |          |
| 第1回             | H.22.12.14(火)        | 綾歌総合文化会館   |  |      |      |            |          |
| 土器川関係市町長の意見を聴く会 |                      |            |  | 7件   | 2人   | 18名        | 関係市町長6名  |
| 第1回             | H.22.12.24(金)        | 丸亀市民会館     |  |      |      |            |          |
| パブリックコメント       |                      |            |  | 33件  | 20人  | -          | メール、FAX等 |
| 期間              | H.22.12.6～H.22.12.31 |            |  |      |      |            |          |
| 合計              |                      |            |  | 124件 | 15人  | 95名        |          |

注) 発言者数は、発言した人数であり、延べ人数ではない。

意見分類によるご意見数

| 分類                | テーマ記号 | 意見数 |
|-------------------|-------|-----|
| 河川整備計画に関する意見      |       | 34件 |
| 河川整備計画全般に係る共通事項   | 共通    | 11件 |
| 治水に係る事項           | 治水    | 10件 |
| 環境に係る事項           | 環境    | 8件  |
| 管理に係る事項           | 管理    | 3件  |
| 利水に係る事項           | 利水    | 2件  |
| 計画段階評価に関する意見      | 評価    | 9件  |
| 土器川全般に関する質問       | 質問    | 17件 |
| その他(河川整備計画以外の要望等) | その他   | 4件  |
| 合計                |       | 64件 |

注1) 「治水に係る事項」は、防災等に関するソフト対策を含む。

注2) 「環境に係る事項」は、河川環境(自然)、水環境、河川利用を含む。

## 2. ご意見への対応

### 2.1 ご意見の整理

ご意見の整理にあたっては、議事録やパブリックコメントの文章の中で、同一内容に係るご意見またはご質問とその理由を要約し、一つの「意見および質問」と定義し、発言順に通し番号で整理しました。また、同様のご意見と判断したものについて、「テーマ」ごとに分類し、意見要旨を作成しました。

| 会 議             |     | 意見通し番号 |
|-----------------|-----|--------|
| 土器川流域学識者会議      | 第1回 | 1～26   |
|                 | 第2回 | 27～66  |
| 土器川流域住民の意見を聴く会  | 第1回 | 67～84  |
| 土器川関係市町長の意見を聴く会 | 第1回 | 85～91  |
| パブリックコメント       |     | 92～124 |

### 2.2 四国地方整備局の考え方

「2.1」で分類したテーマ毎に意見要旨を作成し、四国地方整備局の考え方を示して、できる限り【素案】(案)に反映しました。なお、反映できないご意見については、理由を付しています。また、分類したテーマ毎の基本的な対応方針は以下のとおりとしています。

| 意見分類テーマ           | 対応方針             |
|-------------------|------------------|
| 河川整備に関する意見        | 【素案】(案)に意見を反映します |
| 計画段階評価に関する意見      | 今後の計画検討の参考とします   |
| 土器川全般に関する質問       | 各会議にて回答済みです      |
| その他(河川整備計画以外の要望等) | 今後、個別に対応します      |

### 2.3 考え方に対応した「河川整備計画【素案】(案)」の内容

テーマ分類したご意見について、反映できるご意見と「2.2」で示した考え方に対応する【素案】(案)のページ番号と該当箇所を斜字アンダーラインで明示しています。

### 2.4 補足

今回のご意見のとりまとめにおいて、いただいたご意見の趣旨が異なっている場合は、申し訳ございませんが、再度ご意見をお寄せ下さい。

### 3. ご意見に対する四国地方整備局の考え方

#### 土器川水系河川整備計画に関する意見の整理表 目次

| テーマ番号 | 意見要旨                   | ページ |
|-------|------------------------|-----|
| 共通-1  | 意見の反映方法について            | 5   |
| 共通-2  | 河川整備計画内容の具体化について       | 5   |
| 共通-3  | 河川整備計画の見直しについて         | 5   |
| 共通-4  | 整備計画における利水と防災の位置づけについて | 6   |
| 共通-5  | 治水・利水・環境のバランスについて      | 6   |
| 共通-6  | 整備計画におけるソフト対策について      | 7   |
| 共通-7  | 地球温暖化に伴う気候変化への対応について   | 8   |
| 共通-8  | 河川整備計画における関係機関との連携について | 8   |
| 共通-9  | 日常業務について               | 9   |
| 共通-10 | 段階整備について               | 9   |
| 共通-11 | 会議運営について               | 9   |
| 治水-1  | 治水対策の必要性・優先性について       | 10  |
| 治水-2  | 大川頭首工改築の対応方針(案)について    | 11  |
| 治水-3  | 整備計画の目標流量について          | 12  |
| 治水-4  | 下流部の治水対策案について          | 13  |
| 治水-5  | 掘込河道部の治水対策について         | 14  |
| 治水-6  | 樹木伐採の表現方法について          | 14  |
| 治水-7  | 治水対策における土砂採取について       | 14  |
| 治水-8  | 古子川の救急排水ポンプ規模について      | 14  |
| 治水-9  | 防災意識の向上について            | 15  |
| 治水-10 | 治水対策案について              | 15  |
| 環境-1  | 瀬切れの原因について             | 16  |
| 環境-2  | 中流部の河床掘削の有効性と実施の要望について | 17  |
| 環境-3  | 下流部の河川環境への配慮について       | 19  |
| 環境-4  | 環境対策案について              | 20  |
| 環境-5  | 貯水施設の建設について            | 20  |
| 環境-6  | 河川利用(親水)の現状について        | 21  |
| 環境-7  | 河川利用(親水)について           | 22  |
| 環境-8  | 利用施設の新設について            | 22  |
| 管理-1  | 流域全体の土砂動態の把握について       | 23  |
| 管理-2  | モニタリングについて             | 23  |
| 管理-3  | 地域と一体となった河川管理について      | 24  |
| 利水-1  | 多目的ダムについて              | 24  |
| 利水-2  | 多目的ダム不採用について           | 24  |

河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (1/20)

| テーマ/意見要旨          |   | 意見及び質問     |   | 四国地方整備局の考え方  | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応  |
|-------------------|---|------------|---|--|--|
| 通し番号              | 意見及び質問の要約   | 共通-1       | 共通-2  |  |  |
| 意見の反映方法について       | 住民や市町長の意見が聴く会がありその中の意見をどこまで反映していいかが重要になる。             | 共通-1<br>20 | 関係機関との連携に関して、住民や市町長の意見を聴く会がありその中の意見をどこまで反映していいかが重要になると考えられる。  | 素案に反映できる意見は反映し、反映できない意見はその理由を明確にします。   |  |
| 河川整備計画の内容の具体化について | 河川整備の構想を示した基本方針に対して、河川整備計画は、構想をより具体化する計画作りをしなければいけない。 | 5          | 基本方針について、治水は「実施する」等と箇切れがいいが、利水と環境は「努めるものとする」等の努力目標になっており、利水と環境に関しては治水に比べると相当目標とすべき水準が低く設定されている。基本方針は構想であり、構想をより具体化する計画づくり(いつ、だれが、どこで、何を、どうする)をしていかなければいけない。 | 現段階で数値目標が困難な事項としては、「流水の正常な機能の維持」および「河川環境の整備と保全」が挙げられます。<br>「流水の正常な機能の維持」については、正常流量の設定が困難なため、今後、水利用美観等の不明な事項に関する現状の調査・把握を進めていくことを目標としています。<br>「河川環境の整備と保全」については、土器川の河川環境の特徴を踏まえ、河川環境に関する具体的な項目を抽出し、現状の河川環境の保全に向けた取り組みを進めます。 | P.65<br>3-5 河川の適正な利用及び正常な機能の維持に関する目標<br>(1) 流水の正常な機能の維持<br>流水の正常な機能を維持するために必要な流量(以下、「正常流量」という)については、瀬切れの発生や独特な取水形態により定常的な取水となっていないことなどから現状では設定が困難であるため、今後、河川及び流域における諸調査を踏まえ、流水が伏流している河川の特性と動植物の生息・生育・繁殖に必要とされる流量との関係を把握するとともに、関係機関等と連携し水利用の実態の把握に努める。                            |
| 河川整備計画の見直しについて    | 目標超過洪水の発生や大規模地震に対して、整備計画の見直しの考え方はどうなのか？               | 24         | 整備計画期間中の超過洪水の発生、東南海・南海地震による影響等が予想される場合等のいるような状況に応じて整備計画の見直しや検討をするのか？対応の仕方は？   | 本整備計画は、現時点の課題や河道状況に基づき計画であり、今後の状況に応じて必要な計画の見直しを行うものとしています。<br>大規模地震に関する検討を行い、必要に応じて対応します。  | P.74<br>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項<br><河川環境に関する以下の事項について、具体的な項目を抽出し、対応方針を記載します。><br>(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全<br>中流域：水域と一体となった河川林の保全<br>下流域：水辺環境の保全<br>汽水域：干潟の保全<br>上流域：河川環境の保全<br>(2) 河川農産物の維持・形成<br>(3) 河川空間の利用  |
| 河川整備計画の見直しについて    | 目標超過洪水の発生や大規模地震に対して、整備計画の見直しの考え方はどうなのか？               | 共通-3       | 整備計画期間中の超過洪水の発生、東南海・南海地震による影響等が予想される場合等のいるような状況に応じて整備計画の見直しや検討をするのか？対応の仕方は？   | 本整備計画は、現時点の課題や河道状況に基づき計画であり、今後の状況に応じて必要な計画の見直しを行うものとしています。<br>大規模地震に関する検討を行い、必要に応じて対応します。  | P.63<br>3-3 河川整備計画の対象期間等<br>本整備計画の対象期間はおおむね30年とする。<br>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、今後の洪水の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要を見直しを行うものとする。<br>3-4 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標<br>4) 大規模地震への対応<br>地震後の津波や洪水により甚大な浸水被害の発生が予想される河川構造物については、必要な対策を実施する。 |

河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (2/20)

| テーマ/意見要旨                              | 意見及び質問 |   | 四国地方整備局の考え方  | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応 |
|---------------------------------------|--------|---|--|---------------------------------|
|                                       | 通し番号   | 意見及び質問の要約   |  |                                 |
| 整備計画における治水・利水・環境・防災は相互関係しているの位置づけについて | 37     | 素案の目次(案)について、治水、利水、環境、防災というのは相互関係しているため、目次で治水・防災がもう少し見えやすいようにすると、バランスのいい計画になると思う。 | 整備計画が治水・利水・環境・防災等で構成されていることがわかるよう、素案の目次の小項目を具体的な項目で構成します。  | 「素案目次」の構成を参照                    |
|                                       | 65     | 整備計画は、治水・利水・環境のバランスをとるのだが、上中下流部ごとに何が重要かに注目して、単なる三者のバランスをとるのではなく、メリハリがあるのではありませんか？ | 基本方針においては、「治水・利水・環境」に関わる施策を総合的に展開する」としています。本整備計画においても、三者のバランスを図ることを念頭に置いています。土器川の治水対策箇所は、おのずと三者の優先順位が箇所ごとに異なり、結果として地域特性をふまえたメリハリのある目標を設定しています。 |                                 |
| 治水・利水・環境のバランスについて                     | 66     | 非常に貴重なご意見であり、地域特性(上流での地形的なもの、環境的なもの、治水安全なもの)を踏まえ、バランスを考えていただきたい。                  |  |                                 |
|                                       | 71     | 治水・利水・環境の3つのテーマを全部満たすのは難しいと思う。  |  |                                 |
|                                       | 114    | 周辺住民の人命が最も大切なので、他へのリスクが少なく、治水効果が大きい整備計画を行って欲しい。                                   |  |                                 |
|                                       | 119    | 今までの災害・歴史や地元・関係市町長の意見を踏まえて、皆が納得する整備計画を策定していただきたい。                                 |  |                                 |
|                                       |        |   |  |                                 |



河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (3/20)

| テーマ/意見要旨   | 意見及び質問   |   | 四国地方整備局の考え方  | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応  |  |
|--|--|---|--|--|--|
|  | 通し番号   | 意見及び質問の要約   |  |  |  |
| <p>整備計画におけるソフト対策に<br/>ソフト対策に<br/>ソフト対策に<br/>ソフト対策に<br/>ソフト対策に<br/>ソフト対策に</p> | 21   | <p>整備にあたっては資産の集積状況等を加味した上で優先順位がついていくだろう。その全体を考えるとソフト対策とを合わせて考えていく必要があるだろう。</p>                          | <p>現在も地域と連携した防災、減災への取り組みや体制強化を図っており、本整備計画には「危機管理体制の整備」として具体的な項目を明記し、更なる体制強化を推進していくこととしております。また、新たなソフト対策の整備にあたっては、関係機関との調整等が必要であり、検討経緯の透明性の確保に努めます。</p> | <p>P.64</p> <p>3-4 洪水、高潮等による災害の発生は軽減に<br/>関する目標<br/>5) 危機管理への対応<br/>計画規模を超える洪水や整備以上に施設能力以上の洪水や地震等が発生した場合においても、被害を最小限に抑えるために、関係機関や地域住民へ迅速かつ的確な河川情報を提供するとともに、関係市町が作成したハザードマップの活用への技術的支援、関係機関と連携した水防活動への支援、自治体との防災体制・連絡体制の強化、災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図る。</p> |  |
|  | 22   | <p>整備期間中に目標以上の洪水が起こる可能性もあり、ソフト対策、避難、人命、救助の問題、あるいは環境への配慮も含めて対応をとることが必要である。</p>                           |  |  | <p>P.86</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生は軽減に関する事項<br/>＜防災・減災に関する以下の事項について、具体的な項目を抽出し、対応方針を記載します。＞<br/>(2) 危機管理体制の整備<br/>1) 河川情報の収集・提供<br/>2) 洪水ハザードマップの活用支援<br/>3) 水防団等との連携<br/>4) 水害防止体制の構築<br/>5) 地震及び洪水への対応<br/>6) 水害事故への対応<br/>7) 河川防災ステーション等の活用<br/>8) 緊急復旧資材の確保<br/>9) 防災教育への支援</p> |
|  | 59   | <p>治水対策について、既往最大流量に対してはまだまだ安全度が足りないため、ハード対策も重要だが、ソフト対策も重要であり、浸水想定区域図等の活用などソフト対策もぜひメニューとして加えていただきたい。</p> |  |  |  |
|  | 60   | <p>ソフト対策もハード対策と同様のプロセスで具体的な検討・評価で決定していくのか？<br/>もしくは、ハード対策と連うプロセスとなるのか？</p>                              |  |  |  |
|  | 61   | <p>ソフト対策について、例えば「水質改善の意識向上・啓蒙の推進」「防災ソフト対策」にかかるコストなど考えないのか？</p>  |  |  |  |
|  | 62   | <p>異常気象を踏まえ、整備計画期間中のソフト対策の重要性が想定されるため、ソフト対策の具体的な検討をしていただきたい。</p>  |  |  |  |
| 63   | <p>防災などは、これまであまり重要視されてこなかった、あるいは予算がつかないという部分があるが、住民との会議等でも重要な要素になると思われるため、検討いただきたいと思う。</p> |   |  |  |  |

河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (4/20)

| テーマ/意見要旨               |   | 意見及び質問 |  | 四国地方整備局の考え方 | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応   |
|------------------------|---|--------|--|-------------|---|
| 通し番号                   | 意見及び質問の要約                                       | 通し番号   | 意見及び質問の要約  |             |   |
| 地球温暖化に伴う気候変動への対応について   | 地球温暖化に伴う気候変動を踏まえ、ゲリラ豪雨や将来の降雨予測等を収集した検討は考えられるのか？ | 25     | 地球温暖化に伴う気候変動を踏まえ、ゲリラ豪雨や将来の降雨予測等を収集した検討・計画は考えられないのか？  | P.81        | 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所<br>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項<br>今後、地球温暖化に伴う気候変動等により激化する水害等への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について、土器川の流域特性等に照らして、必要に応じて実施する。 |
| 河川整備計画における関係機関との連携について | 行政管境界を越えて、関係機関と連携することの連携についての検討は必要か？            | 26     | 文部科学省が平成19年度から5カ年計画で異常気象、特に雨の降り方に関する研究プロジェクトを実施しており、この結論をもとに、また施設の整備とか計画とかが変更される可能性があるかと思うが、そういう検討も別途されるのか？  | P.96        | 5-1 地域住民、関係機関との連携、協働<br>今後は地球温暖化に伴う気候変動により、洪水等の増大、水害リスクの増大、河川環境の変化等が見込まれており、土器川流域の特性等に照らして、その影響について検討を進める。                                      |
| 河川整備計画における関係機関との連携について | 行政管境界を越えて、関係機関と連携することの連携についての検討は必要か？            | 17     | 川でできなくても流域として広げて考えることもできる。(例えばは流域全体の保水力、流出の抑制を図る等)<br>上流域の山々でもし完全に森林が荒廃をすということがあると、当然流出や水質に影響を及ぼすことになるため、同じ土器川の中でも国と県が責任を持ってやる部分があり、「関係機関と連携をすす」というところは、重要な前提である。<br>土器川自体に正常流量を確保できないというところだが、一歩川から離れた水路を眺めてみると、案外、水が流れてたりして、そこが生き物の場になっているということもある。<br>流域単位の広い視点で、国土交通省から関係機関への発信を主体的に積極的にしていくことも整備計画の案に含めていきたい。 | P.96        | 5 今後に向けて<br>地域住民、自治体、関係機関、河川管理者等が、土器川流域の情報を共有し、連携、協働して取り組んでいくことが不可欠である。<br>＜整備計画に記載するあらゆる項目において、「地域・関係機関との連携を図る」とした内容を反映します。＞                   |
|                        |   | 19     | 線から面への広げた議論が必要と考える。  |             |   |

河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (5/20)

| テーマ/意見要旨 |   | 意見及び質問 |  | 四国地方整備局の考え方  | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応  |
|----------|---|--------|--|--|--|
|          |   | 通し番号   | 意見及び質問の要約  |  |  |
| 日常業務について | 財政難の現状にあって、企業感覚を持って日常の業務にあたってほしい。             | 77     | 共通-9<br>財政難の中で、事業仕分けで承認されるの河川利用を活用してお金を生むことや、企業感覚を持って日常の業務にあたってほしい。                            | 河川管理者としても、コスト意識を持って事業推進に努めます。  |  |
| 段階整備について | 本整備計画の対策が基本方針対策に向けて、事業の手戻りなく、経済的に効率よく行う必要がある。 | 23     | 共通-10<br>当面の整備目標である1,250m <sup>3</sup> /sの整備において、長期的な目標の1,700m <sup>3</sup> /sに向けて無駄となる整備ではない。 | 治水対策案は、複数の治水対策案からコストを含めた評価で選定しており、基本方針に向けて手戻りのない経済的な対策案を選定しています。         | P.63<br>3-4 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標<br>1) 洪水を安全に流下させるための対応<br>土器川において洪水を安全に流下させるためには、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況を総合的に勘案し、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による被害に対する安全性の向上を図ることとする。 |
| 会議運営について | 特に土器川と関係の深い関係者にもっと宣伝し、参加者を増やす方がいい。            | 123    | 共通-11<br>意見交換できる場は良いことだが、特に土器川と関係の深い関係者にもっと宣伝し、参加者を増やす方がいい。                                    | 記者発表やホームページ開設・案内の他、事前の新聞チラシでの開催案内を行います。今後予定の会議においても、多く参加いただけるよう周知に配慮します。 |  |
| 共通-9     | 共通-10   | 共通-11  | 共通-12  |  |  |

河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (6/20)

| テーマ / 意見要旨       | 意見及び質問 |   | 四国地方整備局の考え方   | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応   |
|------------------|--------|---|---|---|
|                  | 通し番号   | 意見及び質問の要約   |   |   |
| 治水対策の必要性・優先性について | 31     | 特に下流部において、治水対策や事業の必要性について、現況流下能力が不足している箇所では、整備計画目標1,250m <sup>3</sup> /sが流下した場合の浸水想定区域図での想定被害状況を示すと住民からも理解が得られやすいと思う。     | 土器川では、基本方針の洪水規模に対する浸水想定区域図を公表しており、是に基づき洪水ハザードマップが沿川の各自治体より公表されています。<br><br>治水対策の必要性や優先性に関して、想定される最大被害規模が確認できる公表済みの浸水想定区域図や洪水ハザードマップを周知し、防災教育等とともに防災に関する情報の発信によって水害への危機意識の啓発に努めます。 | P.87<br>4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所<br>4-2-1 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項<br>(2) 危機管理体制の整備<br>2) 洪水ハザードマップに活用支援<br>洪水予報河川である土器川の国管理区間においては、洪水時に迅速な避難を促し、水害による被害の軽減を図るために、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域に指定し、平成13年に公表した。その後、平成19年の河川整備基本方針策定を受けて平成21年に変更し公表している。<br>浸水想定区域内の各自治体は、浸水想定区域図を基に浸水・避難情報等を示した「洪水ハザードマップ」を作成・公表している。<br>洪水時に適切に対応するため、各自治体の洪水ハザードマップの適切に際し、香川河川国道事務所内に設置している「災害情報普及支援室」を通じて、今後も技術的支援、協力体制の強化を図る。<br>さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるよう、各自治体が行った洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討などの取り組みについて必要な支援、協力を行う。<br><br>なお、浸水想定区域内において洪水はん濫に影響があるような地形変化等が実施された場合は、速やかに浸水想定区域を見直す。 |
|                  | 32     | 一般の人は、どれぐらい被害があるかっとなかなか想像、イメージができていないと思う。想定される浸水区域で被害状況を示すと、事業の必要性とともに、環境への配慮はあるけれども、治水を優先しなければいけないという、いろんな判断ができるのではないかと。 |   |   |
|                  | 92     | 綾川橋から琴平町にかけて、浸水のおそれはあるのか？   |   |   |

河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (7/20)

| テーマ/意見要旨            | 意見及び質問 |  | 四国地方整備局の考え方   | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応  |
|---------------------|--------|--|---|--|
|                     | 通し番号   | 意見及び質問の要約  |   |  |
| 大川頭首工改築の対応方針(案)について | 46     | 上流部-2(大川頭首工)について、「香川県と改築の調整を行なう」の表現について、このままですとどめるのか、具体的な調整計画など、どのあたりまで整備計画に記載する予定か?                                   | 香川県管理の大川頭首工の問題については、治水面での「現状と課題」の明記により是正の必要性を示し、香川県に是正の指導を行い、計画の透明性の確保に努めます。<br><br>このため、具体的な対策案選定等の計画段階から香川県等の関係機関との協議・調整を行うこととなるため、各種評価による検討プロセスを踏まえ、バランスのとれた対策案が選定されると考えております。 | P.21<br>2-1-3 治水の現状と課題<br>(1) 洪水対策<br>1) 洪水を安全に流下させるための対応<br>河口より16.6km付近の大川頭首工の一部の河川横断構造物は、洪水を安全に流下させるために必要な流下断面を阻害している。<br><br>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項<br>1) 洪水を安全に流下させるための対応<br>河口より16.6km付近の大川頭首工は、洪水を流下させるために必要な流下断面を阻害しているため、施設管理者に是正の指導・調整を行い、流下断面の不足を解消する。 |
|                     | 50     | 大川頭首工の対応方針が具体性に欠ける。改築の調整を行なうにあたっては、何を実際に協議をするのか?<br>今回のこの場で、幾つかの代替案を複数の評価軸で総合的に評価をしたというプロセスを、県との調整で行うのかどうかということになると思う。 |   |  |
|                     | 51     | 県との調整は、相手のあることのため難しいところがあるが、目標を達成できないとなれば不安を残すため、なるべくバランスのとれた整備ができるという観点から努力をいただきたい。                                   |   |  |

河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (8/20)

| テーマ / 意見要旨                            | 意見及び質問 |   | 四国地方整備局の考え方  | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応  |
|---------------------------------------|--------|---|--|--|
|                                       | 通し番号   | 意見及び質問の要約   |  |  |
| 整備計画の目標等を含めると、この整備計画の目標流量では小さいのではないか？ | 74     | <p>整備計画の目標流量では小さいのではないだろうか？</p> <p>突発的な集中豪雨で整備計画の目標流量を超える大きな流量が流れることも考えられるがどう考えているのか。</p>   | <p>本整備計画は、限られた予算の中で、基本方針の目標に向けて上下流の水安全度バランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進めることを目的として計画します。</p> <p>突発的な集中豪雨が頻発する現状を踏まえた高い目標の早期達成は実現性の面で困難であるため、整備計画期間の30年間に於ける超過洪水に対しては、地域との連携の上で防災、減災の取り組みで対応するとしています。</p>                       | <p>P.63</p> <p>3-4 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標</p> <p>1) 洪水を安全に流下させるための対応<br/>土器川において洪水を安全に流下させるためには、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況を総合的に勘案し、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による被害に対する安全性の向上を図ることとする。</p> |
|                                       | 76     | <p>財政難の中で実現可能な事業費を示されたがそれだけでいいの？</p> <p>地震や異常気象がいわれている中で、投資が無駄にならないのか？</p> <p>異常気象のことも念頭に置いて考えていた方がいい。</p> <p>この目標は本当にふさわしいのか、今考える最大限の目標とは思えない。</p> | <p>P.64</p> <p>5) 危機管理への対応</p> <p>計画規模を超える洪水や整備以上に施設能力以上の洪水や地震等が発生した場合においても、被害を最小限に抑えるために、関係機関や地域住民へ迅速かつ的確な河川情報を提供するとともに、関係市町が作成したハザードマップの活用への技術的支援、関係機関と連携した水防活動への支援、自治体との防災体制・連絡体制の強化、災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図る。</p> | <p>P.63</p> <p>3-3 河川整備計画の対象期間等</p> <p>本整備計画の対象期間はおおむね30年とする。<br/>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、今後の洪水の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等を踏まえ、必要を見直しを行うものとする。</p>                                      |

河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (9/20)

| テーマ / 意見要旨    | 意見及び質問 |   | 四国地方整備局の考え方   | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応  |
|---------------|--------|---|---|--|
|               | 通し番号   | 意見及び質問の要約   |   |  |
| 下流部の治水対策案について | 85     | 下流部の「右岸引堤+河床掘削案」に賛成するとともに早期の対策をお願いします。                          | 事業の実施にあたっては、市との連携を図り、早期の事業効果発現に努めます。                              | P.63<br>3-4 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標<br>1) 洪水を安全に流下させるための対応<br>下流部に位置する産産集積地区の河道湾曲区間は、中流部に比べて川幅が狭いため、相対的に下流部の治水安全度が低い。このため、河川整備基本方針の目標に向け、整備段階における下流への流量増大の負担を回避し、上下流の治水安全度のバランスを図るため、引堤および河道掘削による整備を進める。<br>また、沿川に人口・資産が集中している下流域の一部区間の堤防は、洪水を安全に流下させるために必要な堤防の断面幅が不足しているため、堤防が決壊した場合には甚大な被害が想定されることから、断面幅による整備を進める。<br>2) 局所的な浸掘れ・河岸侵食への対応<br>局所的な浸掘れや河岸侵食に対して著しく安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた対策および河川敷の確保、低水護岸、根固等の工法を適切に組み合わせ、浸水被害を防止する。<br>このため、本整備計画では、局所的な浸掘れ対策として、水衝部などの危険性が高いと判断される箇所や洗掘の進行など慢性の河床低下をしている区間について、対策を実施する。 |
|               | 86     | 左岸側の堤防の根固整備もお願いします。   |   |  |
|               | 89     | 下流部湾曲区間の左岸側局所洗掘により危険な状態とよく聞き、早く工事をお願いします。下流部の現在の工事は、この対応のものなのか？ | 現在の下流湾曲部の工事は、本整備計画の局所洗掘対策につながる手がかりのない対策として進めています。                 | P.64   |
|               | 96     | もし、土器川が氾濫すると、宇多津町も浸水するののか？<br>早く対策を行ってほしい。                      | 浸水想定区域図にも示しているとおり、堤防決壊による氾濫時には宇多津町の一部が浸水するおそれがあり、治水対策が必要な状況にあります。 |  |



河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (10/20)

| テーマ/意見要旨                       | 意見及び質問 |   | 四国地方整備局の考え方   | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応   |
|--------------------------------|--------|---|---|---|
|                                | 通し番号   | 意見及び質問の要約                                   |   |   |
| 掘込河道部の治水対策について                 | 90     | 掘込河道部の「右岸拡幅案」に賛成するとともに、早期の対策をお願いする。         | 本整備計画の策定後、事業の実施にあたっては、町との連携を図り上下流パラランスに配慮しつつ、早期の事業着手に努めます。  | P.63<br>3-4 洪水、高潮等による災害の発生を防止または軽減に関する目標<br>1) 洪水を安全に流下させるための対応<br>国管理区間上流の掘込河道部は、現在も改修が着手のため、近年でも水があふれ(溢水は氾濫)住民の自主避難を促すこと、河岸掘削による河道拡幅等の整備を進める。<br>なお、整備の推進にあたっては、上流部の河川改修による下流部への流量増加によって被害を増大させないよう、上下流のパラランスを確保しつつ、堤防整備や河道拡幅の治水事業を計画的に実施し、洪水は氾濫による浸水被害を防止する。 |
|                                | 103    | 掘込河道部の流下能力不足に対して、量的対策が必要であり、案「右岸拡幅案」に賛成である。 | 掘込河道部の河畔林は、洪水下の阻害となっている反面、現状の良好な河川環境を形成する一要素として保全を優先するとした評価をしています。<br>このため、素案においては「治水に影響のない範囲で保全する」とし、樹木伐採の実施にあたって十分な調査の上、具体的な伐採方法を検討するとしています。  | P.74<br>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項<br>(1) 動植物の生息、生育、繁殖環境の保全<br>1) 土器川中流域(大川頭首工~国管理区間上流端)水域と一体となった河畔林の保全<br>重要な水辺環境の保全の観点から、洪水を安全に流下させるために必要な治水事業の実施においては、掘削面の緩衝斜化等による縦横断運搬性を確保するなど、河道形状の変化による水辺環境への影響が最小限となるよう配慮し、治水に影響のない範囲でムクノ木、エノキ等の河畔林の保全に努める。                  |
| 河床掘削で河道断面を増やすこと、親水・利水・治水対策になる。 | 106    | 河床掘削で河道断面を増やせば、親水・利水・治水対策になる。               | 現状の土器川の河床は経年的に概ね安定傾向にあり、本整備計画の治水目標に対して中流部の河床掘削の優先性は低いことから、現段階での実施は難しいものの、今後の河床変化等のモニタリングより、計画見直しの必要性が生じた場合、本整備計画を見直して対応していきます。                  | P.63<br>3-3 河川整備計画の対象期間等<br>本整備計画の対象期間はおおむね30年とする。<br>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河況状況等に基づき策定するものであり、今後の洪水の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要を見直しを行うものとする。   |
|                                | 81     | 現状の緊急排水ポンプの規模は小さすぎる                         | 平成16年洪水における古子川の浸水は、古子川の河道断面(平成16年時点)が不足しているためと考えられます。<br>このため、本整備計画においては、ポンプ増設の必要性や優先性は低いと判断されませんが、今後の状況を踏まえ、必要な計画見直しが生じた場合、本整備計画を見直して対応していきます。 | P.63<br>3-3 河川整備計画の対象期間等<br>本整備計画の対象期間はおおむね30年とする。<br>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河況状況等に基づき策定するものであり、今後の洪水の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要を見直しを行うものとする。   |



河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (11/20)

| テーマ/意見要旨                     | 意見及び質問 |  | 四国地方整備局の考え方  | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応  |
|------------------------------|--------|--|--|--|
|                              | 通し番号   | 意見及び質問の要約  |  |  |
| 防災意識の向上について<br><br>治水対策案について | 97     | <p>超過洪水に対しての浸水は、住まい方などは、住まい方などの住民の努力も必要であると思う。災害が少ないため防災意識が低い。</p> | <p>洪水ハザードマップの周知や防災に関する啓発に努めます。</p>                               | <p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所<br/>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項<br/>(2) 危機管理体制の整備<br/>2) 洪水ハザードマップに活用支援<br/>地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるように、各自治体が行う洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討などの取り組みについて必要な支援、協力を図る。</p> |
|                              | 122    | <p>今後市民の安全確保及び、土器川整備実施についてがんばってください。</p>                           |  |  |
|                              | 102    | <p>本整備計画の対策案に賛成である。早急な整備計画策定が必要である。</p>                            | <p>事業の実施にあたっては、現状把握の上で状況に適合した対応で、関係市町との連携を図り、早期の事業効果発現に努めます。</p> |  |
|                              | 112    | <p>河川勾配が急で治水上危険な河川なので、早急な整備計画が必要である。</p>                           |  |  |
|                              | 116    | <p>整備の重要性や土器川の多目的な要素を知ることができ、早急に河川整備を進めて欲しい。</p>                   |  |  |
|                              | 120    | <p>国土交通省が提案されている治水・環境対策案がベストと思うので、少しでも前進・実現できるように計画していただきたい。</p>   |  |  |
|                              |        |  |  |  |

河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (12/20)

| テーマ/意見要旨   | 意見及び質問 |   | 四国地方整備局の考え方  | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応  |
|------------|--------|---|--|--|
|            | 通し番号   | 意見及び質問の要約   |  |  |
| 瀬切れの原因について | 58     | 瀬切れの問題について、河川の水だけではなく、地下の地質構造等も含めて、瀬切れの原因を検討されたらどうかと思う。 | 今後の検討に向けて、本整備計画においては、まず、瀬切れ発生実態のモニタリングや複雑な水利用実態の調査・把握を進めていきたいと考えています。                                | P.97<br>5-3 河川整備の調査研究<br>河川に関する調査研究は、これまで治水、利水を中心に行われてきた。一方、近年は自然環境に対する意識の高まりによって河川やその周辺の動植物の生息、生育環境に関する情報の収集、蓄積や調査、研究が進められていくところである。さらに、近年、河川の機能として注目されている土砂移動についての調査、研究が進められてきた。<br>このような背景のもと、土器川では、局所的な深堀れ、流域における土砂移動に関する研究や、河川流量と伏流水・瀬切れとの関係性などの水循環に関する研究を、水利用実態の調査・把握の上、今後さらに進める。<br>また土砂の移動や堆積と河川やその周辺の動植物の生息、生育、繁殖環境の関係などについては、調査、研究の成果を事業計画に反映するための科学的な知見が十分にあるとは言えない。そこで、このような項目について、今後も、教育、研究機関と連携し、調査、研究を進 |
|            | 73     | 瀬切れについて、川の断面積や河床高の変化、さらに周辺の取水の影響ではないかと思う。               | 瀬切れの発生と河川水量の関係は当然密接な関係があるため、上流の天川頭自工や大川頭自工、さらに沿川の多くの慣行水利による取水の影響も十分考えられ、このような現状の水利用実態の調査・把握を進めていきます。 |  |
|            | 111    | 昔のような流水のある河川に戻れば良いと思う。                                  |  |  |
|            | 113    | 私の孫が大きくなる頃には、水が豊かに流れる川にして欲しい。                           |  |  |
|            |        |   |  |  |

河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (13/20)

| テーマ / 意見要旨             | 意見及び質問 |   | 四国地方整備局の考え方  | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応   |
|------------------------|--------|---|--|---|
|                        | 通し番号   | 意見及び質問の要約   |  |   |
| 中流部の河床掘削の有効性と実施の要旨について | 67     | <p>環境-2<br/>土器川河川敷公園(川西運動公園)が洪水のたびに冠水し、土砂が堆積し、公園の管理が大変である。</p> <p>瀬切れの解消や生態系への配慮を踏まえ、河床に堆積している土砂を撤去して河床を下げしてほしい。</p> <p>川の中の運動公園ではあるものの、年間利用者も多く、大事な憩いの場所であることから、河床掘削を要望する。</p> | <p>土器川河川敷公園(川西運動公園)付近について、高柳箇所右岸引堤が完成したことにより、本整備計画の治水目標に対応した必要な断面積は確保できている。必要以上の河床掘削などの治水対策の実施は限られた予算、他の治水対策箇所の対策優先順位の中で難しい状況です。</p> <p>しかし、整備期間中に目標を超える洪水等が発生した場合、治水対策として河床掘削が必要な計画見直しを行うこともあります。</p> <p>土器川の瀬切れは広範囲に発生しているため、高柳箇所のみ局所的な対策を実施しても、河川環境への効果は限定的なものになると考えられます。</p> <p>また、現公園は占有許可を受けた平常時の河川内利用スペースのため、洪水時には河川敷上も洪水流下に必要な断面としており、洪水が冠水するリスクを有した上での利用と認識しています。</p> | <p>P.63<br/>3-3 河川整備計画の対象期間等<br/>本整備計画の対象期間はおおむね30年とする。<br/>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河川状況等に基づき策定するものであり、今後の洪水の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要を見直しを行うものとする。</p> |
|                        | 124    | <p>環境-2<br/>河川内の利用施設が洪水時になるべく冠水しないような対策をしたら良いと思う。</p>   |  |   |

| テーマ/意見要旨  | 意見及び質問<br>通し番号  | 四国地方整備局の考え方   | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応  |
|---|---|---|--|
| <p>中流部の河床掘削の有効性と実施の要望について</p> <p>中流部の河床掘削【課題】は、堆積土砂の放置によるレキ河原の拡大であり、河床を掘削するべき。中流部の堆積土砂の放置が、河川環境を悪化させ、伏流水取水を困難とさせている。洪水により中流部の土砂が流下すれば、下流部の河床掘削が無駄になる。</p> | <p>環境-2</p> <p>110</p> <p>中流部の堆積した砂利(流下障害)を放置したままが原因で「瀬切れ」が発生し、水のないレキ河原が広がり、水生生物に厳しい環境」となっているため、【課題】は下記となるべきであり、意見として要請します。</p> <p>河床整備による堆積した砂利の除去は、瀬切れを無くして流下能力を高め、河川敷運動公園を冠水から守り、水生生物の再生、優しい水辺環境となる。</p> <p>中流部(中方橋付近)までの上記 施工による下流部との河床調整をすべき。</p> <p>*中流部での堆積した土砂が流れ、下流部河床掘削が無駄になる可能性がある。</p> <p>*堆積した土砂が天圧となり、伏流水の取水量の減少につながる可能性がある。</p> <p>*「瀬切れ」やレキ河原は「放置結果」であり、「土器川の特徴」との固定化に反対。</p> | <p>土器川は古くから広範囲にレキ河原が広がる河川であり、洪水の発生により河床形状を変化させながら、レキ河原が維持されてきており、土器川の特徴として適切と考えています。</p> <p>さらに、瀬切れの発生についても土器川の特徴であり、伏流水を取水する「出水(ですい)」という取水施設が言から設置されていたことから、頻繁な瀬切れが言から発生していたと考えられます。このため、「水が少なく、レキ河原が広がる」ような厳しい河川環境にあっては、このように水辺やレキ河原に依存した動植物が生息し、現状の河川環境を悪化させない対応が必要と考え、「水辺の保全」「レキ河原の保全」の必要性を課題として挙げています。</p> <p>また、高柳橋～中方橋区間の土器川河川敷公園部の河床高の経年変化については、過去から瀬切れ発生要因となるほどの規模での堆積は確認されていません。</p> <p>土器川の河川環境や瀬切れ特性、水利用実態、さらに他の治水対策箇所の対策優先順位などの観点から、治水面の課題がない区間での河床掘削の実施は難しい状況にあります。しかし、整備期間中に目標を超える洪水等が発生した場合、治水対策として河床掘削が必要な計画見直しを行うこともあります。</p> | <p>P.63</p> <p>3-3 河川整備計画の対象期間等<br/>本整備計画の対象期間はおおむね30年とする。<br/>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河床状況等に基づき策定するものであり、今後の洪水の発生状況、河川整備の進捗、社会経済の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要を見直しを行うものとする。</p> |

| テーマ/意見要旨 |   | 意見及び質問 |  | 四国地方整備局の考え方   | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応   |
|----------|---|--------|--|---|---|
| 通し番号     | 意見及び質問の要約   | 通し番号   | 意見及び質問の要約  |   |   |
| 68       | 中流部の河床掘削の有効性と実施の要望について                              | 環境-2   | 土砂採取が禁止されているが、特別で河床を掘削することで、平常時に表流水が現れ、洪水の流下断面も大きくなるので良くなると思う。 | 河川管理者としても、住民が頼める川への取り組みは重要なことと考えております。このためにも、定期的な横断測量等の継続したモニタリングにより、河川の変化状況を把握し、堆積土砂の撤去等の維持管理面で対応していきます。                           | P.81<br>4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所<br>4-2-1 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項<br>(1) 河川の維持管理<br>1) 河川の深掘れ・河岸侵食等による災害防止および流下能力維持の観点から、必要に応じて河床堆積土砂の撤去、河川の掘削・整正など、適切な土砂管理を行う。なお、深掘れ・河岸侵食、土砂堆積等の具体的な管理水準については、今後の継続したモニタリング結果を踏まえ検討を行う。<br>増水(出水)期前の河道の状況を確認するため、過去の航空写真・河川縦横断測量を活用し、河川巡視や必要に応じて簡易な測量を行い、洪水の流下の支障、局所的な深掘れの発生、河岸侵食の状態および河床の土砂堆積等、河道状況の把握に努める。<br>また、洪水後には、河川巡視や必要に応じて航空写真撮影・河川縦横断測量を行い河道の状況を把握し、堆積土砂や流水の撤去等の処理を行う。さらに、洪水後に同所的な深掘れ・河岸侵食等が見られた箇所において、その進行状況の把握および周辺施設の点検等を実施した上で、必要に応じて護岸、根固等の補修を実施する。 |
| 121      | 川床が高く草木が茂っているため、運動公園でも水位が上がってくる時があるので、河床掘削等を行って欲しい。 | 環境-2   | 川床が高く草木が茂っているため、運動公園でも水位が上がってくる時があるので、河床掘削等を行って欲しい。            |   | P.77<br>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項<br>(1) 動植物の生息、生育、繁殖環境の保全<br>3) 土器川下流汽水域<br>干潟の保全<br>治水対策の河川掘削の実施にあたっては、適時モニタリングを実施しつつ、干潟掘削の影響範囲を最小限とするとともに、潮間帯における水際から陸域までの移行帯のなだらかな連続性を保全し、汽水・海域特有の多種多様な生物が好む生息環境の保全に努める。<br>ヨシ原の保全<br>治水対策の河川掘削の実施にあたっては、適時モニタリングを実施しつつ、治水対策後の水際にヨシ原が再生できるよう、掘削面の緩傾斜化による縦横断連続性に配慮するなどの改修方策の工夫や移植等により、治水対策後の早期の回復を図る。   |
| 88       | 下流部治水対策にあたっては、ヨシ原保全等の環境面に配慮してほしい。                   | 環境-3   | 下流部の河道内には縁が少ないため、ヨシなどを少しでも残して、環境面にも配慮してほしい。                    | 下流部の治水対策として、河床掘削や湾曲部の右岸側の引堤に伴い高水敷を掘削するため、干潟掘削及び一部のヨシ原の伐採となりませんが、掘削面の緩傾斜化やヨシの移植等によって、干潟の保全と早期のヨシ原再生に配慮し、適時モニタリングを実施しながら河川環境の保全に努めます。 |   |
| 94       | 下流部治水対策にあたっては、ヨシ原等の良好な環境への十分な配慮をお願いしたい。             | 環境-3   | 下流部の治水対策にあたっては、ヨシ原等の良好な環境への十分な配慮をお願いしたい。                       |   |   |

河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (16/20)

| テーマ/意見要旨    |   | 意見及び質問 |                                      | 四国地方整備局の考え方   | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応   |
|-------------|---|--------|--------------------------------------|---|---|
|             |   | 通し番号   | 意見及び質問の要約                            |   |   |
| 環境対策案について   | 水路ネットワーク調査や本タリに配慮した対策を是非進めて欲しい。                   | 104    | 水路ネットワーク調査や、掘込河道部の対策は是非進めて欲しい。       | 支川や「出水(ですい)」「を介して土器川と周辺の水路網や水田・ため池が水路ネットワークを結んでおり、これが水の少ない土器川で確認される魚類の生息・繁殖場または洪水時の避難場所となっていると考えられます。<br>水生生物等の生息実態の把握に向けて「水路ネットワーク」の実態調査・把握を進め、河川のみでなく流域と一体の視点での環境保全に努めます。 | P.75<br>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項<br>(1) 動植物の生息、生息、繁殖環境の保全<br>水辺環境の保全<br>土器川周辺の流域には、多くのため池、水田および土器川沿いの出水や本川とを結ぶ支川や農業用水路が巡らされており、この「水路ネットワーク」が魚類の生息・繁殖場とともに洪水時や瀬切れ時の避難場所となつていると考えられる。<br>このため、瀬切れが発生する河川特性を踏まえ、流域関係者と連携しながら、流域での調査や「水路ネットワーク」の連続性の把握とともに、魚類等の水生生物の生息環境の確保と保全に努める。 |
| 貯水施設の建設について | 山間部にトンネルなどの貯水施設を建設し、必要となるときに水を放流すれば河川水が増えるのではないか？ | 83     | 山にトンネルを造り、水を貯留して、必要な時に水を流せばいいのではないか？ | ダムは洪水調節効果があるものの、利水単価が高額となり利水者が参画できず、土器川では多目的ダムが不成立となった経緯があるため、利水ダムやトンネルなどの貯水施設の建設も同様に実現は困難です。   |   |



河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (17/20)

| テーマ / 意見要旨      | 意見及び質問 |  | 四国地方整備局の考え方  | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応  |
|-----------------|--------|--|--|--|
|                 | 通し番号   | 意見及び質問の要約  |  |  |
| 河川利用(親水)の現状について | 64     | 河川利用の親水について、その現状のあり方がどうなのかあまりよくわからないところがあると思うので、もう少し現状分析を行い、現状とどうつながりながら親水環境が利用できるかのかの方向性が必要と思う。 | 上流山間部から河口部に至る土器川全域について、現状施設および河川利用状況を具体的に示すとともに、国管理区間においては、河川水辺の国勢調査で河川利用実態調査を実施しており、現状の河川利用状況等の情報を素案に記載します。 | P.56<br>2-3 河川環境の現状と課題<br>(3) 河川空間の利用<br>1) 土器川上流域(天川頭首工より上流)土器川上流域は、急峻な山地に囲まれ、開けた河川空間はないものの、三鷹河深谷などの景勝地が近傍の源泉とともに観光資源となっている。<br>また、周辺では、讃岐平野から瀬戸内海が一望できる眺望や植物観察等が楽しめるハイキングコースや大滝大川県立自然公園内の「大川山キャンプ場」、「健康ふれあいの里」など豊かな自然を利用したレクリエーション等に利用がみられる。<br>2) 土器川中流域(大川頭首工～天川頭首工)土器川中流域は、山腹に囲まれた河岸段丘の谷底平野を流れる区間で、川幅は狭いものの左右岸に堤防はなく、一部は河川敷が開けた河川空間となっている。<br>河川敷は、「ことなみ土器ときひろば」として蘇スボーツやデイキャンプ、水遊びなどに利用されている。<br>また、土器川と満農池に近接する丘陵地に「国営讃岐まんのう公園」が整備されており、レクリエーションの一大拠点として利用されている。<br>3) 土器川下流域・下流汽水域(河口～大川頭首工)土器川下流域は、河道が連続した堤防に囲まれ、川幅が広く、河川内には河川敷および開墾された旧霞堤の広いオープンスペースが開けている。<br>河川敷には、河川利用施設(公園、運動場)が多数整備され、人々の活動の場、憩いの場となっており、花火大会等のイベントやソフトボール等のスポーツ大会の会場としても利用されている。また、河川敷の大規模自転車道(サイクリングロード)や堤防上の遊歩道、地域中河川利用施設を連続的に結んでおり、散策やジョギングなどの利用が多く見られる。<br>また、開墾後の旧霞堤の空間には、伏流水を取水する出水とともに歴史的な治水・利水史跡を活かした「Doki土器パーク(水辺の楽校)」や「土器川生物公園」などの親水公園が整備され、瀬切れが頻発する区間人々に利用されている。平成20年度には、近傍の高齢者福祉施設、霞堤、桜つみ等の施設と一体となって、3世代交流による人づくりの場や環境学習・体験学習の場の提供を目的として、「長尾地区ふれあいパーク」を整備している。 |
|                 |        |  |  | さらに、国土交通省および自治体では、河川利用施設を活用し、地域の子供たちを対象とした自然体験学習環境学習などのイベントを開催し、川と親しむ機会を提供している。  |

表-2-3.5 土器川の年間河川空間利用状況

河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (18/20)

| テーマ/意見要旨     |   | 意見及び質問 |  | 四国地方整備局の考え方  | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応   |
|--------------|---|--------|--|--|---|
|              |   | 通し番号   | 意見及び質問の要約  |  |   |
| 河川利用(親水)について | 子供たちがより川で遊ぶことができるよう、親水性の向上や、環境学習(親から子への伝承)の場、「生きている財産」の土器川を継承できるようにしたい。 | 84     | 環境-7<br>瀬切れの寸前だが、水たまりのところで子供たちが遊んでいたのので、親水性が向上するような取り計らいをお願いしたい。 | 土器川は地域の貴重な自然とふれあえる場として多くの利用がされていることから、自然体験活動、環境学習等の取り組みを地域と連携して推進するとともに、将来を担う子供たちに地域の財産として継承できるよう取り組みます。 | P.95<br>4-2-3 河川環境の保全に関する事項<br>(3) 地域と一体となった河川管理<br>2) 川に親しむ取り組み<br>身近な自然である土器川に親しめる自然体験活動などを通して、将来を担う子供たちの環境教育への積極的な支援を行う。具体的には、これまでも実施してきた水生生物調査や土器川を利用した環境学習、自然体験学習の場の提供等を地域の方々と連携して推進していく。<br>また、教育機関とも連携して、河川環境に対する理解と河川愛護の精神を育てる機会の創出と充実を図る。<br>さらに、住民の自主参加による「土器川リバーパーク」を通じて、地域住民の土器川に対する関心を高め、治水、利水、環境、防災等についての知識、理解を深める様々な活動を行う。 |
|              |   | 105    | 環境-7<br>土器川は今も、環境学習(親から子への伝承の場)としての場であり、「生きている財産」を継続させて欲しい。      |  |   |
|              |   | 117    | 環境-7<br>多目的な要素を知ることができ、住民が親しみをもてる土器川にして欲しい。                      |  |   |
|              |   | 118    | 環境-7<br>幼い頃、川に入って遊んでいたのので、将来のために親しみのある河川作りを実施してほしい。              |  |   |
|              |   | 108    | 環境-8<br>河川内にマランソンコースを整備してはどうか？                                   |  |   |
| 利用施設の新設について  | 河川内にマランソンコースや新たな親水公園を整備してはどうか？  | 109    | 環境-8<br>子供が遊ぶ、散歩ができる公園を整備してはどうか？                                 | 土器川の河川敷には、多くの親水施設や、これら施設を縦断的につなぐ「大規模自転車道」によるネットワークが整備済みのため、既存施設の活用を図っていきます。また、必要に応じて、利用機能向上の整備を進めていきます。  | P.80<br>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項<br>(3) 河川空間の利用<br>1) 土器川の河川敷は、スポーツ広場や公園などとして、また、祭りや花火大会などのレクリエーション活動の場として多くの人々に利用されている。よって、更なる河川利用促進のため、地元自治体や地域住民、関係機関と連携、調整を図りつつ、必要に応じて、利用機能向上を目的とした整備を行う。   |



河川整備計画に関する意見とその対応および【素案】(案)の内容 (19/20)

| テーマ/意見要旨         |  | 意見及び質問 |  | 四国地方整備局の考え方   | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応   |
|------------------|--|--------|--|---|---|
|                  |  | 通し番号   | 意見及び質問の要約  |   |   |
| 流域全体の土砂動態の把握について | 管理区間外の流を含めた流域全体での土砂輸送に関するデータの継続した調査が必要である。                         | 35     | 土砂輸送に関して、管轄の違う上流を含めた流域全体での継続的なデータを計画の中でもとっていくスタンスが必要である。                         | 河川の維持管理において、深掘れや河岸侵食による災害防止および流下能力維持の観点から、適正な土砂管理を行うとされています。適正な管理のため、土砂堆積等の河床変化の継続したモニタリングとともに、管理に向けた検討を行うこととしています。 | P.81<br>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項<br>(1) 河川の維持管理<br>1) 河道の維持管理<br>局所的な深掘れ・河岸侵食等による災害防止および流下能力維持の観点から、必要に応じて河床堆積土砂の撤去、河道の掘削・整正など、適切な土砂管理を行う。なお、深掘れ・河岸侵食、土砂堆積等の具体的な管理水準については、今後の継続したモニタリング結果を踏まえ検討を行う。<br>増水(出水)期前の河道の状況を確認するため、過去の航空写真・河川縦横断面測量を活用し、河川巡視や必要に応じて簡易な測量等を行い、洪水の流下の支障、局所的な深掘れの発生、河岸侵食の状態および河床の土砂堆積量、河床状況の把握に努める。                                  |
| モニタリングについて       | 河川環境について、改修影響を受ける箇所は必ずモニタリングすべき、対応方針に必ず「モニタリング」という用語を入れておくのがよいと思う。 | 56     | 河川環境について、改修影響を受ける箇所は必ずモニタリングしていくのは当たり前と認識しており、対応方針に必ず「モニタリング」という用語を入れておくのがよいと思う。 | これまで定期横断面測量や動植物調査等の継続したモニタリングを実施しており、改修後のモニタリングも含めて今後もモニタリングを実施していきます。  | P.94<br>4-2-3 河川環境の保全に関する事項<br>土器川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として実施する項目は、以下のとおりとする。<br>なお、河川維持管理の項目とその内容については、河川水辺の国勢調査等、継続的なモニタリングにより動植物の生息、生育、繁殖状況等の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直すなど、適切に対応する。また、実施にあたっては、関係自治体や地域住民との連携、協働を図る。<br>(1) 河川環境の保全、維持管理<br>河川環境の保全、維持管理のため、地域住民や関係機関と連携して動植物の生息、生育、繁殖環境の保全に努めるとともに、河川環境に関する継続的なモニタリングを行い、河川環境の変化の把握に努める。 |

| テーマ/意見要旨          |  | 意見及び質問 |  | 四国地方整備局の考え方  | 【素案】(案)の内容<br>表示のページは【素案】(案)と対応  |
|-------------------|--|--------|--|--|--|
|                   |  | 通し番号   | 意見及び質問の要約  |  |  |
| 地域と一体となった河川管理について | 利用が多い反面、ゴミ等の不法投棄の問題があり、行政と住民の意見交換の場や住民参加による河川清掃・河川愛護活動の回数を増やしてほしい。 | 115    | みんなが満足できる土器川であるために、役所と地域住民の意見交換会、住民による清掃活動、河川愛護活動等の機会を増やして欲しい。 | 土器川では、現在、河川愛護モニターや「リフレッシュ香の川パートナーシップ」等を通じて、不法投棄の監視や河川清掃活動など、地域と連携した住民参加型の河川管理を推進しています。<br>今後河川管理の強化や河川愛護の普及啓発に努め、河川管理の情報発信とともに地域の意見を踏まえながら、地域と一体となった河川管理を推進していきます。 | P.85<br>4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所<br>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(1) 河川の維持管理<br>6) 河川美化<br>河川の管理体制の強化や河川に対する理解を深め、河川愛護の普及啓発を目的として委嘱している河川愛護モニターや「リフレッシュ香の川」パートナーシップ、の関係団体と、地域と連携を図り、河川の一斉清掃や環境学習等を通じて地域住民の意識を高め、さらなる河川美化に努める。<br>また、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、河川巡視等による管理を強化するほか、土器川ゴミマップ等による不法投棄の実態を関係機関および地域住民に周知し、河川美化に対する啓蒙に努める。なお、悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図り、適切な対応を行う。 |
| 多目的ダムについて         | ぜひ多目的ダム建設を復活して欲しい。   | 91     | ぜひ多目的ダム建設を復活して欲しい。   | ダムによる洪水調節効果は得られるものの、前の川ダム事業は、利水単価が高額なため利水者の参画が困難であり、利水を含む多目的ダムとして不成立となった経緯があります。<br>このため、水資源開発の要望は強い地域ではあるものの、土器川におけるダム案の採用は困難な現状にあります。                            | P.95<br>4-2-3 河川環境の保全に関する事項<br>(3) 地域と一体となった河川管理<br>1) 地域住民と協力した河川管理<br>地域住民と協力して河川管理を推進するため、河川愛護モニターや「リフレッシュ香の川」パートナーシップ」の関係団体を通じて、地域の人々へ河川に関する様々な情報を発信する。また、地域の取り組みと連携した河川整備等により、住民参加型の河川管理の推進に努める。  |
| 多目的ダム不採用について      | ダム不採用の理由は何か？   | 101    | 濁水県において、ダムが不採用の理由は？  |  |  |